

指令 衛 第10360号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 島根県大田市鳥井町鳥越413番地14
氏 名 株式会社 山崎組
代表取締役 山崎 宏隆 様

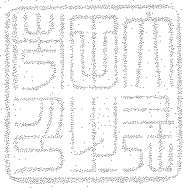
令和7年9月5日付申請の一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項・第6項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年9月11日

大田市長 楢野 弘 和



1 許 可 番 号	第2001号	
2 許 可 する 期 間	令和7年9月27日 から 令和9年9月26日まで	
3 事 業 の 範 囲	事 業 の 区 分	収集運搬業 (処分業)
	一般廃棄物の種類	可燃物(木くずに限る)
	営 業 区 域	大田市
4 事務所及び事業所の所在地	事務所 島根県大田市鳥井町鳥越413番地14 電話番号 0854-82-8253	
	事業所 島根県大田市鳥井町鳥越413番地14 他 電話番号 0854-84-5201	
5 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所、主要な設備の構造又は規模、車両の種別並びに台数(許可車両については裏面記載)	中間処理施設 木くずの破碎施設(移動式) バーミヤー製 ホリゾンタルグラインダー(一軸式破碎機) 処理能力:60.9t/h 487.2t/日 設置位置:大田市鳥井町鳥越413番地14(基地破碎)及び 大田市内発生場所(出張破碎) 保管施設(産業廃棄物の保管と共用) 面積:585㎡ 最大高さ:3.75m 保管能力:956㎡	

5 許 可 の 条 件 	1) 営業は自ら行うものとし、その全部、または一部を第三者に請け負わせ、または委託してはならない。 2) 営業にあたっては、関係法令、条例及び規則を遵守すること。 3) 事業の用に供する施設等は、常に清潔を保持し、当該施設から廃棄物が飛散し、および流出し、並びに悪臭が漏れないようにするなど周辺環境に悪影響を及ぼさないよう十分注意するとともに必要な措置をとること。収集運搬業にあたっては、走行中は積載物が飛散し、および流出し、並びに悪臭が漏れないように十分注意するとともに必要な措置をとること 4) 大田市の定めた分別基準に従い分別収集を行うこと。また、搬入先の処理施設内においては関係職員等の指示に従うこと。 5) 毎月10日までに前月分の業務の実績報告書を大田市へ提出すること。 6) 許可業者であることに自覚を持ち、環境衛生の向上に努めるとともに、大田市の施策に積極的に協力すること。 7) 許可証の取扱いについて、次のことを守ること。 ①許可証を事務所等の見やすい場所へ掲示すること。 ②許可証を他人に譲渡し、または貸与しないこと。 ③自己の名義をもって他人にその営業をさせないこと。 ④車両、住所等許可証の記載事項に変更が生じたとき、または許可証を棄損、汚損、及び紛失したときは、直ちに届出すること。 ⑤廃業したとき、許可を取り消されたとき、または許可証の再交付を受けた後亡失した許可証を発見したときは、直ちに返納すること。
---	--

【許可車輛】

車輛登録番号 使用重機	車種 機種	最大積載量 (kg)	備考
フォークリフト	TCM FD20C3		
//	// FG20N5		
//	// EG1A4F50		
//	三菱ロジスネクスト(株) E1F4F45		
//	// KFDE30P-T		
タイヤショベル	キャタピラー 914M		
バックホー	コベルコ SK135SR-5		
//	// SK235SRD-5		
//	日立 ZX225USRLCK-6		